

# 発表事項

## 1 支払基金定款の一部変更

2 令和5年6月審査分の審査状況

3 令和5年7月審査分の特別審査委員会審査状況

# 定款の一部変更

## 定款第16条の変更

- ・ 現在、理事長特任補佐の定款上の人数は2人以内としているが、オンライン資格確認担当を新たに設置するため3人以内に変更する。

(理事長特任補佐)

第16条 この基金に、理事長特任補佐2人以内を置くことができる。

2 理事長特任補佐の選任及び解任は、理事会の議決を経て理事長がこれを行う。

3 理事長特任補佐は、この基金の特に重要な課題について、理事長の命を受け理事長を補佐する。



第16条 この基金に、理事長特任補佐3人以内を置くことができる。

・・・以下略

〔施行日〕 令和5年9月1日

【参考】社会保険診療報酬支払基金法

第4条第2項 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。